

「とうきょうオレンジドクター」認定要領

5 福祉高在第 899 号
令和 6 年 3 月 11 日
一部改正 6 福祉高在第 346 号
令和 6 年 6 月 3 日
一部改正 6 福祉高在第 403 号
令和 6 年 6 月 24 日

1 目的

この要領は、認知症サポート医地域連携促進事業実施要綱（5 福祉高在第 882 号。以下「要綱」という。）に定める「とうきょうオレンジドクター」の認定に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 新規認定要件

都が「とうきょうオレンジドクター」を新規に認定する要件は、下記のとおりとする。

(1) 都内に勤務する認知症サポート医のうち、次に掲げるアからオまでの要件をすべて満たす者であること。

ア 認知症診療歴を 5 年以上有すること。

イ 下記の（ア）または（イ）の実績を有すること。

（ア）認知症または認知症疑いの方の診療件数が 1 月あたり 10 名以上である。

（イ）認知症または認知症疑いの方の在宅医療件数が 1 月あたり 3 名以上である。

ウ 認定申請を行う年度の前々年度の 4 月 1 日から認定申請を行うまでの間に、認知症支援推進センターが実施する認知症サポート医等フォローアップ研修を 3 回以上修了していること。

エ 都内の地域包括支援センターとの間で合意書（様式 1）を取り交わしていること。

オ 都が行う調査において、地域包括支援センターからの相談への対応、認知症初期集中支援チーム・認知症検診・認知症カフェへの参加、研修講師としての協力の各項目につき、すべてに対応可能または参加可能と回答し、かつ公表に同意していること。

(2) 前項の規定にかかわらず、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する場合は、認定の対象としない。

3 新規認定申請

新規の認定を受けようとする認知症サポート医は、別途定める期日までに、申請書（様式 2）に必要書類を添えて知事に提出し、認定を申請する。

4 認定の有効期間

認定の有効期間は、5 年間とする。

5 認定の更新要件

都が「とうきょうオレンジドクター」の認定を更新する要件は、2に定める要件を満たし、かつ、直近の認定有効期間内に認知症支援推進センターが実施する認知症サポート医等フォローアップ研修のグループワークを1回以上修了している者であることとする。

6 認定の更新申請

「とうきょうオレンジドクター」の認定の更新を希望する認知症サポート医は、別途定める期日までに、更新申請書（様式3）に必要書類を添えて、知事に提出する。

7 「とうきょうオレンジドクター」の認定

- (1) 都は、認知症サポート医から提出された申請内容を審査し、適正と認められる場合に新規または更新の認定を行い、適正と認められない場合は、不認定結果通知書（様式4）によりその旨を通知する。
- (2) 都は、(1)により「とうきょうオレンジドクター」の認定を受けた認知症サポート医に対して、認定証（様式5）を交付する。
- (3) 都は、(1)により認定した「とうきょうオレンジドクター」の氏名等を都のホームページ等において公表するとともに、都内区市町村及び認知症疾患医療センターへ周知する。
- (4) 「とうきょうオレンジドクター」の認定を受けた認知症サポート医は、認定証を所属する医療機関内で掲示すること。

8 申請書記載事項の変更

「とうきょうオレンジドクター」の認定を受けた認知症サポート医は、申請書記載事項に変更が生じたときは、変更届（様式6）により、速やかに知事に届け出なければならない。

9 認定の辞退

- (1) 「とうきょうオレンジドクター」の認定を受けた認知症サポート医が、都外の医療機関等に異動する等の事由より、「とうきょうオレンジドクター」の活動を継続できなくなった場合は、辞退届（様式7）により速やかに知事に届け出るとともに、認定証を返納しなければならない。
- (2) 都は、(1)により認定を辞退した「とうきょうオレンジドクター」の氏名等を、都内区市町村及び認知症疾患医療センターへ周知する。

10 「とうきょうオレンジドクター」の責務

「とうきょうオレンジドクター」は、認定要件を維持し、地域包括支援センターとの合意書を遵守するとともに、積極的に地域の関係機関等と連携して活動する。

11 認定の取消し

- (1) 知事は、「とうきょうオレンジドクター」の認定を受けた認知症サポート医が次の各号のいずれかに該当する場合、認定を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により認定されたとき。
 - イ 認定の決定を受けた認知症サポート医が暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - ウ その他法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由があったとき。

- (2) 知事は、(1)に基づき認定の取消しを行った場合は、認定取消通知書(様式8)により通知し、速やかに認定証の返納を求めるものとする。
- (3) 「とうきょうオレンジドクター」の認定を取り消された認知症サポート医は、(2)に基づき認定証の返納を求められた場合、速やかに返納しなくてはならない。

1.2 情報の提供

都は、「とうきょうオレンジドクター」の認定を受けた認知症サポート医に対し、必要に応じ、都の認知症施策に関する情報等を提供する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。

附 則 (令和6年6月3日6福祉高在第346号)

この要領は、決定の日から施行する。

附 則 (令和6年6月24日6福祉高在第403号)

この要領は、決定の日から施行する。